

給与改定議案についての反対討論要旨 (2010/11/29)

私は、日本共産党県議団として、提案されました議案、第120号、第121号、及び第122号について反対し、その理由を述べ討論いたします。

これらの議案は、10月に出された人事委員勧告を受け、職員給料を平均0.1%引き下げ、期末・勤勉手当を0.2ヶ月分引き下げること、さらに、55歳を超える職員については、抑制措置として、月額給料をはじめ地域手当等をそれぞれ0.5%減額することが盛り込まれているものです。

反対の理由の第1は、昨年が続いて、県職員一人当たり、約9万円、全体で、約22億円もの賃金の削減を押しつけるものだからであります。また、55歳を超える職員をねらいうちにして、月例給及び手当等を一律に0.5%引き下げること重大です。職務給原則や能力実績主義など公務員労働者の賃金原則に背くこのようなやり方は容認できません。

これらの給料の削減が、県職員はもとより、これに準ずる扱いとなっている公務・公共労働者の賃金にも大きな影響を与えることとなります。地域経済に与える打撃は大きく、消費後退と景気悪化の悪循環をさらに深刻化させるものであります。

反対の理由の第2は、給料月額削減が、本年4月に遡って行われることの不当性であります。給料表のマイナス改定は遡及改定を行わないとしながら、実質的に4月に遡って減額するものであり、明らかに不利益不遡及の原則に反するものであります。

第3には、人事院が本来果たさなければならない役割を投げ捨てていることです。人事院は、公務労働者の憲法で保障された労働基本権を制約する代償措置として設けられたものであり、本来、公務労働者の労働条件の向上に資する役割が求められているものです。

今、深刻な景気悪化の中で、外需だのみから内需主導の経済対策に切り替えるために、国民の家計を応援する政治こそ求められているにもかかわらず、政権が変わっても労働者の懐を冷え込ませる賃金引き下げを押しつけるのでは、国民の暮らしも経済の建て直しもできません。県としても、民間が下がったから県職員の給料の引き下げでは、全体的にさらなる給料の引き下げを招くことになり、地域経済はいっそう冷え込むばかりです。県が、この負の連鎖を断ち切り、県職員が地域経済の活性化のための牽引役を果たせるような賃金保障を行うことを強く求め、反対討論を終わります。